平成２５年（フ）第７５号
埼玉県越谷市大字下間久里451番地３　デルフィーノ105号、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野２丁目１番14号
破産者　谷口　浩志
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
埼玉県八潮市大字大曽根2072番地１　レジデンス・コスモ105、旧住所埼玉県八潮市八潮８丁目14番地２　グリーンパーク第２八潮206号室
破産者　神崎　賢二
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地９街区11棟204号
破産者　須賀　　昇
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２０５号
埼玉県吉川市栄町885番地１　グリーンパーク吉川404号
破産者　小浦　敏彦
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
埼玉県春日部市道口蛭田104番地１
破産者　長濱　　淳
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２２２号
埼玉県越谷市大字大房1006番地３　シャルム北越谷Ｂ―306
破産者　柴田　厚子
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２２７号
埼玉県八潮市緑町２丁目19番地23　ジュビリーランティア208、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野５丁目９番地６
破産者　入江浩志・花田浩志こと　入江　秀幸
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
静岡県沼津市中原町１番21号、前住所静岡県沼津市大岡1548番地の１　コーポラス大岡303号
破産者　山田　洋子
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
静岡県伊豆市八木沢266番地の２
破産者　金刺　定惠
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
静岡県沼津市原1487番地の１　市営団地Ｄ３―301牧田平太郎方、住民票上の住所静岡県沼津市原669番地の２
破産者　田中　貴明
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第８号
兵庫県篠山市今田町今田３番地127
破産者　田中　靖剛
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第２４８５号
福岡市南区長丘５丁目16番４―202号
破産者　石井　輝彦
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５１０号
福岡県糟屋郡宇美町若草２丁目８番13号
破産者　瓦の西淡こと　井口　初夫
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７９号
北海道小樽市朝里３丁目５番17号
破産者　谷地中輝實
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１６６号
北海道寿都郡黒松内町字西熱郛原野237―４、住民票上の住所北海道小樽市緑２丁目12番18号
破産者　池邊健太郎
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第４７号
北海道網走郡美幌町字元町５番地の215
破産者　山田　正美
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
北海道北見市北７条西５丁目３番地　セブンコーポ302号
破産者　馬場　保子
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎四日町49番地
破産者　鈴木　孝徳
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

第明治三十五種郵便物認可